

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
411 812	公立大学法人の業務範囲の拡大（附属学校の設置・運営）	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条、同附則第5条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条、第70条	平成25年度中に結論を得ることを目指す	〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 教育委員会制度の趣旨である中立性、継続性、安定性の関係や、義務教育費の国庫負担との関係、構造改革特区の地域特性の関係等、多岐にわたる課題について検討・整理を行い、その結果を踏まえ対応する。 〔第23次提案等に対する対応方針（平成25年10月11日）〕 教育委員会制度の趣旨である中立性、継続性、安定性の関係や、義務教育費の国庫負担との関係、構造改革特区の地域特性の関係等多岐にわたる課題について引き続き検討・整理を行い、その結果を踏まえ対応する（平成25年度中に結論を得ることを目指す）。	検討中	当該公立学校の所管の在り方や、義務教育費の国庫負担との関係、構造改革特区の地域特性の関係性等の課題について、提案主体からのヒアリングを行うなどの検討を行ってきたところであり、引き続き、平成26年度中に速やかに検討を行う。	総務省 文部科学省
948	就労継続支援B型の対象者要件の緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付障発第1031001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 第2-3-(5)-①	平成25年中結論	〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 就労継続支援B型については、その利用の実態について調査を行い、その結果等を踏まえ検討する。 〔構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針（平成24年4月9日）〕 平成22年6月29日の閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」にて「福祉的就労の在り方について、(略)、平成23年内にその結論を得る。」とあるため、この結論を踏まえて、平成23年内に結論を得ることとしたところであるが、制度全体との整合性の中で設計されることとなるため、現時点において、この要件についてのみ結論を出すことはできない。 については、平成24年度予算案において計上した障害者就業・生活支援センターによる就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するためのモデル事業を平成24年度中に実施し、その結果等を踏まえ平成25年中に結論を出すこととする。	検討中	本件については、障害者就業・生活支援センターによる就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等を検証するためのモデル事業を平成24年度中に実施し、平成25年中に結論を出すこととしていたが、平成24年度及び平成25年度のモデル事業において、障害者就業・生活支援センターと相談支援事業者との連携体制に地域間格差の課題があることが確認されたため、この課題を踏まえたアセスメントの在り方について更なる検討が必要となった。 よって、この検討結果を踏まえ、平成26年度中に結論を出すこととする。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
945	訪問介護の充実	介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項	平成26年度中を目途に結論	<p>[第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)]</p> <p>重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号)において、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設した。今後、当該制度の全国的な普及状況を把握しつつ議論を行うことが必要であり、同法施行2年後の普及状況を踏まえ対応の可否を検討する。</p>	対応不可	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成26年3月現在196保険者で実施されている。今後も実施保険者の増加等を図るため、立ち上げ時の機器の購入に係る補助や、サービスの実態や様々な事業の実施事例を市町村や事業者等に周知する等の取組を実施しており、本制度の一層の普及によりご提案の趣旨は満たされると考える。</p> <p>また、訪問看護を提供するにあたっては、在宅医療を必要とする利用者・家族に対して、夜間の状態急変等への対応を含めたケアを安定的かつ安全に行える体制を確保することが不可欠であり、安定的に訪問看護を提供できることから訪問看護事業所としてみなし指定されている病院・診療所を除いて、基本的には現行の基準を満たしていることを指定権者が確認した上で指定訪問看護事業所として指定することが必要であり、ご提案のように一定の要件を満たした訪問介護事業所をみなし訪問看護事業所とすることは困難である。</p> <p>加えて、人員基準については、訪問看護ステーションに係る看護職員を最低2.5人(常勤換算)以上配置するという基準が設定されている。訪問看護ステーションの人員基準の緩和については、仮に当該事業所の看護職員が病気や事故に遭って、実際に代替職員の確保が困難になった場合、サービス利用者の生命に直結しうる問題が生じるおそれがあることから、適切ではないと考える。これまでも人員基準の緩和について、政府としての規制・制度改革に係る対応(平成23年7月22日閣議決定「規制・制度改革に係る追加方針」)において、東日本大震災の被災地における人員基準の特例措置の実施状況を踏まえた検討がなされ、その結果、現行の人員基準を維持するべきとの結論を得ている(平成25年3月8日社会保障審議会介護給付費分科会諮問答申)。</p>	厚生労働省